

認知症サポーター養成の取組に関する表彰について

朝日生命保険相互会社（社長：佐藤美樹）は、平成29年2月4日（土）に開催されました「認知症サポーターキャラバン 平成28年度 表彰・報告会」（主催：全国キャラバン・メイト連絡協議会）において、認知症サポーター養成講座の開催回数が最も多かったことが評価され、企業部門として当社のみ表彰されました。

当社は、平成24年度より、厚生労働省が推進する「認知症サポーターキャラバン」に賛同し、平成29年1月末までに累計で約20,200人の当社職員を認知症サポーターに養成しており、平成28年度からは、新たに入社する営業職員を対象に各支社で実施する入社初期教育のカリキュラムにおいて、認知症サポーター養成講座の受講を必須化するなど、取組を継続、強化しています。（2月現在の養成率は97.6%）

《認知症サポーターとキャラバン・メイト》

認知症サポーターの養成は、厚生労働省により平成17年に開始され「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）においても推進されています。認知症サポーターは、講師役のキャラバン・メイトから90分の講座を受講して認定され、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、たとえば、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努める、隣人あるいは商店・交通機関等、まちで働く人として、できる範囲で手助けをするなど、高齢者が認知症になっても安心して暮らせる社会づくりに向けた活動や取組を担うことを期待されています。

キャラバン・メイトは、医師ら専門家から認知症の知識や接し方などの研修を6時間（企業の場合は4時間）受講して認定され、ボランティアとしてサポーター養成講座の講師を務めます。

《全国キャラバン・メイト連絡協議会》

自治体事務局等と協働して認知症サポーター養成講座を開催するキャラバン・メイトを養成するほか、サポーター講座開催への支援や、全国のキャラバン・メイトや認知症サポーターの養成数を把握するなど、本部機能を担っています。

平成28年12月31日時点の全国の認知症サポーター数は合計8,497,194人、うちキャラバン・メイト数は136,306人となっています。

認知症サポーターキャラバン ホームページ：<http://www.caravanmate.com/>



また当社では、この他にも、進展する高齢化に向けた対応として、「介護保険の普及は社会的使命」との認識のもと、以下のとおり介護を中心としたシニアのお客様向けの商品・サービスを提供しており、引き続きその充実を図ってまいります。

I. 当社の介護保険商品(「あんしん介護」・「あんしん介護 認知症保険」)

平成 24 年 4 月に、介護給付金の支払事由を公的介護保険制度に完全連動させた「あんしん介護 (介護一時金保険、介護終身年金保険)」を発売し、その分かりやすさなどが評価され、生命保険商品単体では初(※)となるグッドデザイン賞を受賞するなど、ヒット商品となっています。

平成 28 年 4 月には認知症に特化した「あんしん介護 認知症保険 (認知症介護一時金保険、認知症介護終身年金保険)」を発売し、いずれも販売件数は好調に推移しています。

(※) 公益財団法人日本デザイン振興会確認による。

II. 「朝日生命 介護あんしんサポート」の展開

平成 24 年 10 月より、「高齢者が安心して暮らせる社会づくりへの貢献」を目指し、当社ホームページを通じた様々な情報提供(介護情報サイト)や各種セミナー・教室の開催(タニタ健康づくりセミナー、資生堂お化粧品教室等)を始め、介護に関する特徴のあるサービス提供や取組を、「朝日生命介護あんしんサポート」と総称し展開しております。

平成 28 年 4 月の「あんしん介護 認知症保険」発売を機に、従来以上に介護知識を深めていただくことや介護が必要になった時に役立つ情報の提供を目的として、下記メニューを追加のうえサービスの充実を図りました。

- ・ 認知症に関するホームページでの情報提供
- ・ 介護施設無料体験入居の提供
- ・ 認知症に関する無料電話相談
- ・ 認知症ケア対応家事代行サービス紹介

III. 「シニアにやさしいサービス」の展開

平成 28 年 4 月の「あんしん介護 認知症保険」の発売にあわせ、「シニアにやさしいサービス」として以下の取組とサービスを開始しています。

1. ご契約内容ご家族説明制度

保険金・給付金の手続き漏れの防止、スムーズなお支払いのため、ご家族に対し、ご契約者と同等の範囲で契約内容の開示を可能とする制度です。

2. 指定代理請求特約

ご親族(配偶者様・お子様など)を指定代理請求人として指定できない場合に備え、3親等内の血族や同居または同一生計の方、財産管理を行う方(※)に範囲を拡大した「指定代理請求特約(2016)」を発売しました。

(※) 被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める方が対象となります。

3. 診断書取得代行サービス

保険金・給付金請求の際、ご自身で病院まで診断書を取りに行くことが困難なお客様(要介護認定者)を対象に、会社が診断書を取得代行する生保業界初(※)のサービスを提供しています。

(サービス利用は無償、診断書代はお客様負担)

(※) 平成 28 年 2 月現在 当社調べ

以 上